
令和7年 第9回(定例)木城町議会会議録(第1日)

令和7年12月5日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和7年12月5日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
- 日程第4 議案第82号 木城町多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第83号 木城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第84号 木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第85号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第86号 木城町児童館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第87号 木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町石河内活性化センター、石河内テニスコート、郷の駅「石河内」、木城町中八重緑地公園、木城町ピノッQ館の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第88号 木城町多世代交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第89号 木城えほんの郷の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第90号 令和7年度木城町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第13 議案第91号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第92号 令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)

- 日程第15 議案第93号 令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第16 議案第94号 令和7年度木城町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第17 議案に対する質疑
日程第18 各常任委員会議案審査付託
日程第19 散会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
 1) 議長の諸般の報告
 ①議長の会務報告
 ②例月現金出納検査結果の報告
 ③議員派遣の報告
 2) 町長の行政報告
 ①町長の政務報告
日程第4 議案第82号 木城町多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第5 議案第83号 木城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第6 議案第84号 木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7 議案第85号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第8 議案第86号 木城町児童館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9 議案第87号 木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町石河内活性化センター、石河内テニスコート、郷の駅「石河内」、木城町中八重緑地公園、木城町ピノックQ館の指定管理者の指定について
日程第10 議案第88号 木城町多世代交流センターの指定管理者の指定について
日程第11 議案第89号 木城えほんの郷の指定管理者の指定について
日程第12 議案第90号 令和7年度木城町一般会計補正予算（第7号）
日程第13 議案第91号 令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 日程第14 議案第92号 令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第15 議案第93号 令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第16 議案第94号 令和7年度木城町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第17 議案に対する質疑
日程第18 各常任委員会議案審査付託
日程第19 散会

出席議員（9名）

1番 矢野 哲也君	2番 荒川 浩君
3番 久保富士子君	5番 桑原 勝広君
6番 中武 良雄君	7番 後藤 和実君
9番 甲斐 政治君	10番 中竹 義一君
11番 眞鍋 博君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 黒木 宏樹君	議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 日高 真衣君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	小野 浩司君
会計管理者	長友 三保君	地域政策課長	壺岐 和寿君
環境整備課長	長友 涉君	教育課長	谷岡 潔君
税務課長	平野 大輔君	福祉保健課長	西田 誠司君
町民課長	濱砂 光章君	産業振興課長	藤井 学君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開会

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話等をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（眞鍋 博） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。

ただいまから、令和7年第9回木城町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

令和7年第9回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程につきましては、12月1日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（眞鍋 博） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、久保富士子議員、5番、桑原勝広議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（眞鍋 博） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月11日までの7日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月11日までの7日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（眞鍋 博） 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告に代えます。

これで、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。登壇の上、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 本日、令和7年第9回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かと諸事ご多用の中にご健勝にてご参会を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会におきましては、条例案5件、指定管理案件3件、補正予算案5件、合わせて13議案のご審議をお願い申し上げます。議案の内容につきましては、提案理由のところでご説明させていただきたいと存じます。ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、政務報告の前に5点報告をさせていただきます。

1点目は、元町議会議員であられました林寛氏が、令和7年度高齢者叙勲で旭日単光章を石破茂内閣総理大臣から授与されました。平成7年5月1日から平成23年4月30日まで3期12年にわたり、豊富な経験と卓抜した識見により、木城町の発展と地域づくりに大きなご貢献をなされました。長年のご功績に対する栄えあるご受勲、心からお祝い申し上げます。9月16日に眞鍋議長とともに林宅を訪問し、旭日単光章の勲記と勲章を授与させていただき、栄えあるご受章を心からお祝い申し上げ、これからもお元気でお過ごしされますよう申し上げます。

2点目は、10月21日に行われました第66回宮崎県畜産共進会豚肉枝肉の部で、有限会社カツモトさんが3年連続のグランドチャンピオンの栄に輝かれました。通算6回目のグランドチャンピオンの快挙は、木城町の誇りであります。研さんを積んだ飼養技術の高さと日頃の防疫作業に敬意を表したいと思えます。

11月25日に、木城町主催の出品慰労会と祝勝会を開催し、有限会社カツモトさんに町長特別賞を授与いたしました。

3点目は、木城学園生の活躍ぶりを報告いたします。

初めに、ふるさと祭りやふくしまつりにおける学園生有志による環境美化活動です。はつらつとした笑顔で、淡々とごみ拾いをしている姿に感動いたしました。

次に、6年生の久保田彩愛さんが、9月に沖縄県那覇市で開催されました第30回九州小学生ソフトテニス選手権大会に出場されましたが、惜しくも予選敗退でありました。

さらには、木城学園女子ソフトテニス部が、県中学校秋季体育大会団体の部で準優勝し、今月27日に熊本市で開催されます九州ジュニア選抜インドアソフトテニス大会に出場いたします。同じく、三嶋はな・守部凰花ペアが、個人の部で九州ジュニア選抜インドアソフトテニス大会に出場いたします。

なお、三嶋はな・守部凰花ペアは、3月に行われます都道府県対抗全日本中学生ソフトテニス大会の宮崎県代表に内定をしております。

OGの妻高校1年生の稲田さんも、ソフトテニスにおいて九州大会に出場予定であります。

8年生の江口与佑君は、15歳以下の野球リトルシニア九州選抜に選ばれ、12月25日から台湾遠征の予定であります。

それから、6年生の押川愛未さんが、井関農機創立100周年記念開催のさなえ全国図画コンクールで全国優秀賞に輝かれています。

4点目は、故長友和吉様が預託されました文化財問題の件であります。

このことにつきましては、定例会ごとに政務報告の中で報告をさせていただいておまして、9月議会定例会以降の経過等ではありますが、9月議会定例会で報告したと同じであります。

教育委員会が主体となり、たかなべ法律事務所の高橋康郎弁護士が、木城町の交渉代理人となっていていただいております。

当初12名の相続人でありましたが、このうち1人の方がお亡くなりになり、その方の相続人2人を加えますと、故長友和吉様の相続人としては13名となっております。これまで13名の相続人に対して、謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解解決を図ってきておまして、9名の方々に賠償金を支払い、和解契約を締結しております。残りの4名は、謝罪も賠償金も受け入れられないとなっております。引き続き、残りの4名の相続人には、和解交渉を継続して解決を図ってまいります。

5点目は、令和6年6月28日付で原告久保富士子氏より、議会設置者である町長、被告木城町長半渡英俊に対して損害賠償請求事件の訴状が宮崎地方裁判所に提出されました。このことにつきましても、定例会ごとに政務報告の中で報告をさせていただいております。

訴状の内容は、町議会及び町議会議長がその権限を逸脱して違法な懲罰処分等をなしたことに對する精神的苦痛と、これに対する慰謝料総額176万円を請求するというものであります。町といたしましては、訴訟代理人弁護士に近藤日出夫弁護士、近藤央国弁護士、松岡孝浩弁護士にお願いをし、粛々と対応しております。

9月議会定例会以降の経過等ではありますが、第8回口頭弁論が9月議会開催中の9月11日にウェブ方式で行われました。また、第9回口頭弁論が11月6日に、同じくウェブ方式で行われました。口頭弁論の内容ではありますが、双方の準備書面に対する反論書面となっております。

なお、次回の第10回口頭弁論は、1月14日にウェブ方式で行われる予定となっております。それでは、町長の政務報告をさせていただきます。

9月議会定例会以降の政務について、主な事項のみお手元の政務報告により報告をさせていただきます。

まず、1ページでございます。

9月15日は、長年にわたり社会に貢献されてこられました高齢者を敬愛し、長寿を祝う敬老の日でありました。14日には、町内40地区のうち22地区でリアル開催されました。9月

1日現在、65歳以上は1,764名、高齢化率は37.8%で、昨年比0.4%マイナスとなっています。100歳以上は9名、女性の最高齢者は103歳の鈴木恵美子さんです。男性の最高齢者は99歳の黒木傳さんであります。

次に18日でございます。副会長を務めています宮崎県治山林道協会主催の山村集落リフレッシュ事業に、岩戸原地区が採択され、活動支援金50万円の交付式が行われました。

山村集落リフレッシュ事業は、治山林道協会の公益事業の一環で、山村集落の活性化の取組を支援するというものであります。その後、木城学園に赴き、みどりの文庫として20万円の贈呈をいただきました。次年度も引き続き、山村集落リフレッシュ事業とみどりの文庫が採択されるよう働きかけをしてまいります。

次に19日でございます。川原公民館をモデルとして、インクルーシブ防災避難訓練を実施いたしました。同志社大学の立木教授の指導を仰ぎながら、誰一人取り残さない防災を目指して、福祉と防災の観点から実施しました。個別避難計画の下に、警戒レベル1から要支援者へ行動を促し、避難訓練を行うもので、全国初の取組であります。今後も計画して実施してまいります。

なお、当日はエクアドルから政府関係者が来町され、木城町のインクルーシブ防災避難訓練を視察されました。

次に25日でございます。宮崎県町村会の理事会を木城町で開催していただき、理事会終了後には、みどりの杜木城学園及び小丸川揚水発電所を視察していただきました。

特に、みどりの杜木城学園では、県内初の施設一体型の義務教育学校ですので、今後の学校のありように深い関心を示されたところであります。

次に10月1日です。9月議会で同意いただきました教育委員の倉永慎一氏に委嘱状を交付いたしました。任期は、令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年間です。

また、誘致企業であります株式会社みやざきサンミート季穰が、溜水地区に食肉加工場と直売所、事務所を建設され、竣工式に招待され、お祝いの言葉を申し上げます。創業から10年という節目に、衛生面に配慮された近代的な工場の竣工でありました。

なお、ふるさと納税返礼品の取扱事業所として、木城町のふるさと納税額の約58%を取り扱っていただいております。

次に3日は、福岡市での中華民国（台湾）114年国慶節レセプションに招待され、出席いたしました。

台湾とのつながりは、木城学園の7年生から9年生を対象にした海外派遣事業を、台北市立建成國民中學が受け入れていただいております。姉妹校協定の締結をしております。本町は4年前から招待を受けております。

なお、県内からは、本町以外に綾町長、新富町長が招待され、出席されておりました。

次に、7日から8日にかけて佐賀市で開催されました九州地方治水大会に、小丸川整備促進協議会会長の立場で出席いたしました。治水対策が強力かつ着実に推進されるよう、政府及び国会に対し、事業促進を強く要望していくことを決議いたしました。特に九州各県の総意として、線状降水帯による大規模災害における速やかな対応と多様な治水対策の措置などを提言いたしました。

次に、9日から10日にかけて、副会長をしております自治体フォーラムの会の現地研修会が、岡山県奈義町で開催され、職員5名で参加いたしました。奈義町は、子育て応援の町として注目を集めており、令和元年には、全国トップの合計出生率2.95を記録しております。

木城町からは、福祉保健課の平木美羽さんが、「全ての子ども、若者が夢や希望を持ち輝く町」として、教育課の林音々さんが、「教育で選ばれる町を目指して」というテーマで臆することなく発表してくれました。

2ページをお開きください。

次に、14日から15日にかけて上京いたしました。15日の午前10時から、全国山村振興連盟の理事会、午後からは、ふるさと財団及び県選出国會議員を表敬訪問し、木城町の地域再生事業と、小さくてもキラリと光るまちづくりにご支援、ご指導いただくようお願いを申し上げたところでもあります。

次に18日は、第41回の木城ふるさとまつり、第26回の木城町農林業まつりが、コミュニティ広場及び総合運動場で開催されました。不安定な天候の中での開催でありましたが、午前10時開会から花火大会まで約3万人を超える来場者があり、盛大のうちに終えることができました。

また、来春のNHK大河ドラマ「豊臣兄弟」に出演される藤堂高虎役の佳久創さん、宮部継潤役の土平ドンペイさんが来場され、高城合戦の思いや番組宣伝を行っていただきました。

西の関ヶ原の戦いと言われた高城合戦の舞台となった木城町ですので、1月4日放送開始のNHK大河ドラマ「豊臣兄弟」が見ものであります。

次に、19日にはオーガニックタウン木城を目指す取組の一つとして、今年度は、天敵利用から見えてくる病虫害や農薬に対する正しい知識を持っていただくために、木城オーガニックアカデミーの開講式を行いました。講師は、宮崎大学農学部の元教授の大野和朗先生にお願いをし、10月から2月まで毎月第2日曜日に開催してまいります。

次に、20日ではありますが、木城町シルバー人材センターの杉尾理事長、高橋事務局長、中武事務局長が見えられ、令和8年3月31日をもって木城町シルバー人材センターを廃業、閉鎖するとの報告がありました。突然の閉鎖報告に寝耳に水で驚きましたが、昨年10月に臨時総会を開催し、会員の総意の下で決定されたということでありました。

閉鎖理由としましては、会員不足と高齢化、受注契約の減少に伴う業務運営の悪化という説明を受けました。再考を促しましたが、廃業、閉鎖することに変わりないということで、今後は、改めて会員及び委託者など関係者への丁寧な説明と円満な廃業、閉鎖をお願いをしたところであります。

次に、23日から24日にかけて、児湯郡町村長会の視察研修で福井県鯖江市を訪問し、行政のデジタル化、特にオープンデータの先進的な取組について意見交換をいたしました。

デジタル社会や人口減少、少子高齢化時代を迎えており、自治体は住民サービス、教育、行政運営など、行政の効率化や町民の利便性を図らなければならないという大きな転換期を迎えていると思っております。先進的な取組事例を参考にして、今後、さらなる行政サービスにおける住民の利便性の向上とデジタル技術やAI等の活用による業務効率化を図ってまいります。

次に28日は、県道東郷西都線期成同盟会として、佐藤副知事、桑畑県土整備部長、外山県議会議員に対して、県道東郷西都線の道路整備について要望活動を行いました。

1点目に、現在施工中の松尾工区、松尾ダム工区、鹿遊工区、西都市平原工区間の早期完成に努めること、2点目に、尾鈴橋付近の約450メートル及び松尾トンネルから鹿遊工区点までの未改良区間における早期整備に着手すること、3点目に、道路整備予算の確保について強く要望したところであります。

次に、30日から11月1日まで、千葉県木更津市で開催されたオーガニックビレッジ全国集会に出席依頼があり、「オーガニックビレッジ宣言から広がる地域活性化の可能性について」というテーマで、高鍋・木城有機農業推進協議会と木城町オーガニックタウン推進協議会の取組を発表いたしました。

有機農業の取組は大変な時間、労力、エネルギーを要しますし、経営の大転換にもなるため、一気に押し進めることは難しいと思っておりますが、仲間がいて覚悟があればやっていると確信をいたしましたところであります。改めて、母なる小丸川を持つ高鍋町と木城町が山、川、里、海の恵みを活かしながら、タッグを組んでオーガニックタウンの町を目指して挑戦実行してまいります。

次に、4日から6日まで上京し、全国大会等に参加し、県選出国會議員に要望活動を行いました。

4日は、内田欽也元副知事と橋本憲次郎内閣府参事官、渡辺善敬過疎対策室長、河野俊嗣知事らと意見交換をいたしました。

5日の安全・安心の道づくりを求める全国大会では、国土強靱化実施中期計画を踏まえた関係予算については、資材価格等の高騰、頻発化する災害等を踏まえて、通常予算とは別枠で必要な予算を満額確保することなどを決議し、県選出国會議員に要望活動を行いました。

6日の下水道事業促進全国大会では、埼玉県八潮市で発生しました道路陥没事故を踏まえ、強靱で持続可能な下水道システムの構築は喫緊の課題と捉え、国の支援を強く求める決議を行いました。

併せまして、宮崎県下水道協会として、県選出国會議員に対して、南海トラフ巨大地震に備えた地震・津波対策など、下水道施設の点検・調査などのメンテナンス及び老朽化した施設の改築・更新について、国の財政支援について強く働きかけをしていただくよう要望いたしましたところでもあります。

次に7日でございます。商工懇談会が開催され、商工会幹部との意見交換会を行いました。商工会の概要が報告された後、商工業振興と地域活性化等について意見交換をいたしました。

さらには、商工業の振興及び地域経済の活性化に関する要望書を受け取りました。中小・小規模事業者の支援施策の拡充、市町村補助金の拡充等についての要望でありました。要望書に配慮しながら、木城町唯一の経済団体であります商工会とは、よきパートナーとして協働で地域活性化とにぎわいの創出に取り組んでまいります。

次に8日には、第3回米良の神楽まつりを木城町リバリスホールで開催いたしました。この神楽まつりは、2023年3月22日に、銀鏡神楽と尾八重神楽、中之又神楽、村所神楽、小川神楽、越野尾神楽が米良の神楽として国の重要無形民俗文化財に指定されました。

そこで、西都市、西米良村、木城町が持ち回り開催して、各神楽の連携強化、継承機運の醸成、後継者育成を目的に毎年開催をしているところであります。国指定に向けて多大なご尽力を賜りました國學院大学名誉教授の小川直之先生からは、質の高い舞と音楽の神楽であると評価を受け、引き続き、この米良の神楽まつりを継続して実施していくようご提言をいただきました。

この貴重な神楽を未来に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの使命であると思っておりますので、この神楽の輪をより広げられるよう、誇りと自信を持って神楽文化の振興に努めてまいります。

次に9日は、体育館では聖和流空手道大会、トレセンでは2025ふくしま祭り、リバリスホールではカラオケひまわりチャリティー歌謡祭が開催され、それぞれ歓迎とお祝いの挨拶をいたしました。

特に、ふくしま祭り会場では、シニアカーの体験試乗会があり、免許返納後でも運転できるシンプルな操作の電動車両となっており、高齢者の移動を助けてくれる乗り物だと確信いたしました。シニアカーの助成につきましては、補聴器の助成と合わせて当初予算に計上予定ですので、ご審議いただければありがたいと思っております。担当課職員のお世話と計画力に敬意を表したいと思います。

3ページをお開きください。

次に11日でございますが、ホテル四季亭で第65回宮崎県畜産共進会豚肉枝肉の部グランドチャンピオン受賞祝い及び出品慰労会が行われました。有限会社カツモトさんの通算6回目、しかも3年連続のグランドチャンピオンはあっぱれだと思いますし、木城町の誇りでもあります。

次に、12日から21日まで上京いたしました。13日は全国治水砂防協会の特別講演会と促進大会に参加し、その後、県選出国會議員に大会決議文と要望書を提出いたしました。国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、事前防災対策を計画的に取り組むための必要な予算の継続的・安定的な確保を訴える大会でありました。

14日は国保制度改善強化全国大会が開催され、医療保険制度の早期の一本化や国保財政基盤強化のための公費投入など、国保制度のさらなる改善強化に向け、国は責任を持って取り組んでいくよう宣言いたしました。

14日は、友情都市盟約の毛呂山町を訪問し、「新しき村」関係者及び井上町長らと懇談会を開催し、旧交を温め、翌15日には、毛呂山町産業まつりに参加いたしました。今回も、肥育部会のメンバーが中島陽介さんの宮崎牛を販売し、10時からの販売開始でありましたが、午前中で売り切れるという好評でありました。

16日には、28回目となる関東木城会の総会と懇親会に出席をいたしました。会員36名のうち15名参加で、議会からは議長及び総務常任委員会の議員の参加をいただきました。

17日は、全国過疎地域連盟第60回定期総会が開催され、理事の立場で出席をいたしました。役員改選では、会長の長野県知事阿部守一知事が勇退され、新たに、高知県知事の濱田省司知事を選出いたしました。これまで、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたことを踏まえ、地方交付税による財源保障機能の充実強化や過疎対策事業債の増額及び対象事業の拡充を図ることを採択し、政府及び国会、関係省庁に働きかけをすることを決議いたしました。

夕方からは、副会長をしております全国小さくても輝く自治体フォーラムの会の理事会及び会員町村長交流会に出席いたしました。令和8年度は30回という節目の大会を迎えることから、合併しない宣言25年の福島県矢祭町で輝く自治を共に学ぶというテーマで、5月14日から15日にかけて福島県矢祭町で開催することを決定いたしました。

18日は、宮崎県東京事務所及び県選出国會議員並びに、谷公一過疎対策特別委員長、土地改良関係でお世話になっております進藤金日子参議院議員を表敬訪問いたしました。

また、農林水産省地域振興課の能見智人課長、総務省過疎対策室の渡辺善敬室長を、小野課長、森課長補佐、壱岐課長、藤井課長とともに表敬訪問し、地域資源活用価値創出整備事業の農山漁村振興交付金、山村振興法に基づく山村活性化対策、特定地域づくり事業協同組合制度などをレクチャーしていただきました。夜は、県選出国會議員と町村長の意見交換会が開催され、現下の

国会情勢や政治経済情勢の情報が共有できた有意義な意見交換会でありました。

次に19日でございますが、全国町村長大会がNHKホールで開催されました。926町村長が結集し、食料・エネルギー安全保障制度の強化、農村及び農林業の振興、少子化対策、防災・減災対策と国土強靱化を推進することなどを決議いたしました。

また、大会決議とは別に、食料及びエネルギー自給率の向上対策と農山漁村地域の振興を求める特別決議も行ったところであります。

町村長大会終了後、全国防災・危機管理トップセミナーに参加し、災害時に応急対策を迅速かつ的確に行う責務があることを学ぶとともに、警戒期から発災初期、災害応急対応など危機管理下における首長の責任、心構えを新たにしたところであります。

次に20日は、全国山村振興連盟の通常総会が開催されました。議員立法の山村振興法の法期限が、令和7年4月から令和17年3月まで延長され、地域社会の持続可能性の確保を図ることを明確化されたところであります。

午後からは、フットマーク株式会社を表敬訪問し、企業版ふるさと納税のお礼と、木城学園生への通学かばんの贈呈についてお礼と感謝の意を申し上げます。

次に21日は、全国簡易水道協議会発足70周年という記念すべき第70回簡易水道整備促進全国大会に参加いたしました。昨今の上下水道管路の陥没等を踏まえ、地方の生活基盤となる簡易水道の基盤強化のために、水道関係予算の所要額の満額確保に向けて、大会決議と要望活動を行ったところであります。

次に22日は、第50回という節目の記念すべき木城町女性のつどい大会が、「昭和・平成・令和～未来へつなぐ50年」というテーマで開催されました。女性ならではの視点で、まちづくりの種をまいていただいていることや、毎回わくわくするような楽しい催しをされてきていることに感謝と敬意を表しました。

次に26日には、第8回木城町議会臨時会を招集し、人事院勧告に伴う職員給与に関する条例の改正案及び一般会計補正予算など8議案を原案どおり可決をしていただきました。お礼を申し上げます。

次に、27日です。子ども・子育て支援法に基づき、木城町子ども・子育て会議を開催し、子育て支援に係る業務に従事する方々15名に子育て会議員に委嘱をいたしました。子ども・子育て支援事業や保育所等の利用定員の設定等についてご意見をいただくことになっております。

4ページをお開きください。

12月1日でございますが、民生委員・児童委員の委嘱状交付式を行いました。12月1日の民生委員一斉改選に伴い、中武春男氏、江藤花子氏、黒木律子氏、尾前常男氏、大山安信氏、杉田博氏、原田由香里氏、杉尾康雄氏、石井雄二氏、今長明美氏、日高和孝氏、上川みほ子氏、杉

良子氏に委嘱状を交付させていただきました。

委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、原則無報酬のボランティアで任期は3年となっており、民生委員法に基づき、地域住民の日常の困り事の相談相手として、また、行政や専門機関につなぐ橋渡し役として活動されています。

次に2日には、第5回政策調整会議を行いました。11月21日に閣議決定されました総合経済対策に即して、木城町における物価高対策、暮らしの安定等について関係課と政策協議をいたしました。

また、議会開催時にも政策調整会議を開催予定でありまして、協議が整い次第、臨時議会等でご審議を仰ぐことになるかと思っておりますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、町長の政務報告を終わらせていただきます。

○議長（眞鍋 博） これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案第82号

日程第5. 議案第83号

日程第6. 議案第84号

日程第7. 議案第85号

日程第8. 議案第86号

日程第9. 議案第87号

日程第10. 議案第88号

日程第11. 議案第89号

日程第12. 議案第90号

日程第13. 議案第91号

日程第14. 議案第92号

日程第15. 議案第93号

日程第16. 議案第94号

○議長（眞鍋 博） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第4、議案第82号から日程第16、議案第94号に至る議案につきましては、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。

ただいま上程いただきました議案第82号から議案第94号に至る13件の付議事件につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第82号。議案第82号は、木城町多世代交流センターの設置及び管理に関する

条例の制定についてであります。

現在建設中であります木城町多世代交流センターにつきまして、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理に関して必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第83号。議案第83号は、木城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第84号。議案第84号は、木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

近年における地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化に加え生活困窮、障がい、孤独・孤立対策など多種多様化しており、令和8年度より本格的に実施する重層的支援体制整備事業に合わせて、多機関連携や包括的支援体制など、地域共生社会の実現に向けた役場内の体制を整備するため、現行の福祉保健課の業務を分割し、福祉共生課、地域包括連携室と健康保険課にするものであります。併せまして、町民課と環境整備課との一部事務移管を行うことによる課名の変更を行うものであります。

次に、議案第85号。議案第85号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

木城町職員等の旅費に関する条例の改正に準じて、本条例内別表に定める特別職の職員で非常勤のものの費用弁償を改正するものであります。

次に、議案第86号。議案第86号は、木城町児童館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

児童福祉法の規定に基づき、木城町児童館の設置及び管理等に関する条例を制定しておりますが、現在建設中であります木城町多世代交流センター内において、児童館運営事業を実施するに当たり、実施内容等に変更が生じますので、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第87号。議案第87号は、木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町石河内活性化センター、石河内テニスコート、郷の駅「石河内」、木城町中八重緑地公園、木城町ピノックQ館の指定管理者の指定についてであります。

指定期間の満了に伴い、指定管理者となる団体、指定の期間等について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者となる団体は、一般社団法人木城町ふるさと振興協会、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

次に、議案第88号。議案第88号は、木城町多世代交流センターの指定管理者の指定につい

てであります。

指定期間の満了に伴い、指定管理者となる団体、指定の期間等について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者となる団体は、社会福祉法人木城町社会福祉協議会で、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

次に、議案第89号。議案第89号は、木城えほんの郷の指定管理者の指定についてであります。

指定期間の満了に伴い、指定管理者となる団体、指定の期間等について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者となる団体は、木城えほんの郷みどりのゆりかご協会で、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

次に、議案第90号。議案第90号は、令和7年度木城町一般会計補正予算（第7号）であります。

補正予算（第7号）は、歴史と文化をつなぐ高城のにわ交流拠点整備事業に伴う旧江藤医院の建物解体工事の実施、また、役場1階会議室の執務室への用途変更に伴うネットワーク整備工事及びカウンター・収納庫等の備品購入並びに川原自然公園交流拠点施設整備事業に係る町債の繰上償還に伴う補償金を減額するため、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,294万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ66億1,416万9,000円にするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税増額1億2,989万4,000円、国庫支出金増額813万2,000円、諸収入増額619万9,000円、町債増額600万円、財産収入増額256万1,000円等であります。

歳出の主なものは、予備費増額1億740万6,000円、総務費増額3,150万6,000円、民生費増額1,486万5,000円、教育費増額238万6,000円、公債費減額363万6,000円等であります。

次に、議案第91号。議案第91号は、令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

補正予算（第4号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ48万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ7億2,264万1,000円にするものであります。

歳入は、繰入金減額57万1,000円、財産収入増額8万7,000円であります。

歳出は、予備費減額156万9,000円、諸支出金増額99万8,000円、基金積立金増額8万7,000円であります。

次に、議案第92号。議案第92号は、令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第

4号)であります。

補正予算(第4号)は、保険事業勘定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ194万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ8億1,501万8,000円にするものであります。

歳入は、繰入金増額191万2,000円、財産収入増額3万1,000円であります。

歳出は、総務費増額191万2,000円、基金積立金増額3万1,000円であります。

また、サービス事業勘定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1,584万円にするものであります。

歳入は、繰入金増額10万3,000円であります。

歳出は、総務管理費増額10万3,000円であります。

次に、議案第93号。議案第93号は、令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算(第3号)であります。

補正予算(第3号)は、収益的支出のうち営業費用増額121万9,000円、予備費減額121万9,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

資本的収入及び支出の収入は、企業債減額900万円とし、資本的収入の総額を3,474万9,000円、支出は、建設改良費減額1,000万円とし、資本的支出の総額を6,879万9,000円にするものであります。

資本的収入及び支出につきましては、高城橋配水管布設替え工事費の減額によるものであります。

最後に、議案第94号。議案第94号は、令和7年度木城町下水道事業会計補正予算(第3号)であります。

補正予算(第3号)は、収益的支出のうち営業費用増額22万円、予備費減額22万円にするもので、予算の総額に変更はありません。

資本的支出は、処理場の機器更新に伴い、建設改良費増額58万3,000円、予備費減額58万3,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(眞鍋 博) 町長の提案理由説明が終わりました。

ここで10分間の休憩といたします。

午前9時45分休憩

午前9時55分再開

○議長(眞鍋 博) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 17. 議案に対する質疑

○議長（眞鍋 博） 日程第 17、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第 82 号から議案第 94 号に至る議案については総括質疑といたします。

まず、議案第 82 号木城町多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第 82 号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 83 号木城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案第 83 号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 84 号木城町役場課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第 84 号に対する総括質疑はありませんか。1 番、矢野哲也議員。

○議員（1 番 矢野 哲也君） 先ほど町長からの説明がございましたが、課の設置について伺います。

近年、福祉と言われている事業や制度が再分化され、現在の福祉保健課では業務が回らなくなったので、担当課を増やしたいという認識でよいのでしょうか。また、環境整備課が建設水道課になるという詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） まず、今回の課設置の条例改正に伴います機構改革であります。提案理由でも申し上げましたように、現在の福祉保健課を分割するということで、大きくは福祉分野と健康保険の分野を分割するということになろうかと思えます。

提案理由の中でも申し上げましたように、来年 4 月から重層的支援体制整備事業を本格実施するというに伴いまして、今回設置します福祉共生課内に地域包括連携室を設けます。この地域包括連携室が総合相談窓口ということになりますので、現行、高齢者の地域包括支援センター並びに子ども・子育てのこども家庭センター、これに加えて、障がい者基幹相談センターと生活困窮者自立支援に係ります 4 分野の総合的な相談窓口として、この地域包括連携室が担うと

いうことで予定をしております。

併せて、健康保険課のほうに、現在の保健センターで行っています健康推進係、それと国保、後期高齢、介護保険、こういったものを分割するというふうに思っております。

もう一点、町民課と環境整備課の事務移管についてですが、現在、町民課で行っております個人地区飲料水の施設等の整備と指導に関する事務につきまして、これを現在の環境整備課の上下水道係のほうに事務移管をするという観点から、生活環境と水道関係を明確にするという点で、環境整備課から建設水道課のほうに課名を変更するという予定にしております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 1番、矢野哲也議員。

○議員（1番 矢野 哲也君） 担当課が増えるということですが、課長も同じく増えるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） 現在の10課から11課ということになりますので、課長も増えるということになるかと思えます。

以上です。

○議長（眞鍋 博） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第85号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第85号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第86号木城町児童館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第86号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第87号木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町石河内活性化センター、石河内テニスコート、郷の駅「石河内」、木城町中八重緑地公園、木城町ピノッQ館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第87号に対する総括質疑はありませんか。3番、久保富士子議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 今回の指定管理者選定に当たって、以前は公募とかが行われていたと思うんですけど、今回は公募や他業者との競争、これは行われていないと思います。その理由。

それと、委託料が5年前に比べたら大分増えているんですけど、この今、委託契約の形を取っていますけど、成果に応じて報酬が支払われる請負、こういう形態、これも私は考えるべきではないかなと思いますけど、どのように考えていらっしゃるのかということをお尋ねいたします。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） まず、公募、非公募の選定についてというご質問であります。

今回の指定管理者の更新につきましては、指定管理者導入等検討委員会におきまして、選定方法の協議をまずしております。今回の施設概要並びに、現在所管しています担当課からの説明を受けまして、施設に関しての今回の最終決定としては、公募によらずに指定申請更新の手続を行うと、いわゆる非公募ということで、導入等検討委員会で決定をしております。

非公募の理由としまして、3点ほど上げております。

まず1点目は、いずれの施設も該当施設の性格、機能性からして、現在の委託先、団体が最も適当であるという点が1点上げられます。これが公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づくものであります。

2点目が、これまでの団体の事業実績から、経営状況、営業ノウハウ等について熟知をしているという点が2点目の理由であります。

3点目が、町民をはじめ該当住民等で組織するその他の団体等の協力体制や連携が十分にされておりまして、町民の福利向上や雇用の促進、幅広い町民のサービスの提供に寄与しているという、この以上の3点から、今回、非公募という決定をしております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） もう一つの質問の請負等の点につきましては、基本的に、この制度を運用している以上、公の施設でありますので、直営で実施するのか、指定管理委託するのかという規定に基づいて実施をしております関係で、指定管理者の指定という選択をしているところであります。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 3番、久保富士子議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 今のお話で、地域の事業者をお願いすること自体は理解はしておりますけど、競争がないまま選定するということは、公平性や、あと透明性、この観点から町民がどのように考えるかなというのが一つあります。

それと、委託のまま、ふるさと振興協会のほうに5年前と比べたら出す金額も増えているし、今後、またどうなるのかなというの私は心配なんですけど、成果に応じた、そういう請負、それにすると、指定管理者の自助努力、これも十分発揮できるのではないかなと私は考えています。

今回、そういう請負、これも視野に入れて、これから進んでいくべきではないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） いわゆる指定管理者制度という制度をご理解いただきたいと思います。要は直営で、いわゆる、はっきり言えば、役場が直営ですべきもの、職員がですね。

ただ、流れとしましては、平成15年に地方自治法の一部改正がなされて、ニューパブリックマネジメント——NPMと言いますが、そういうふうに官から民という流れ、それから、公共部門への企業経営手腕を取り入れて経営しましょうというのが、指定管理者制度ができたものです。ですから、実際は職員がしないといけないところを、いわゆる指定管理者制度に基づいて運営をしていくということですので、ご理解いただきたいと思います。

指定管理者制度では、公の施設の適正な管理を確保しながら、民間等の能力を活用して、住民サービスの向上でありますとか、行政コストの削減等を図るために仕組みだということをご理解いただきたい。

ただ、請負という言葉はありません。それだけは申し上げておきます。

○議長（眞鍋 博） 3番、久保富士子議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 今回も増額ということになっておりますけど、この委託料の積算根拠とその具体的な内訳を、できれば説明していただきたいと思います。

○議長（眞鍋 博） 地域政策課長。

○地域政策課長（吉岐 和寿君） 今回の補正予算に上げている債務負担のところに係ってくると思うんですけども、債務負担額につきましては、あくまでも限度額ということでありまして、実際予算を上げるときには、この限度額以内で計上することになります。ということで、その当初予算を計上するときには、当然、その前年度の収支等を勘案して予算を計上するものであります。

現在、当初予算を算定中でありまして、次回の予算額については、今のところ申し上げられませんけども、そこは前年度の決算等を加味しまして、予算を計上するところでありまして。

以上です。

○議長（眞鍋 博） ほかに質疑はありませんか。1番、矢野哲也議員。

○議員（1番 矢野 哲也君） 指定管理期間について伺います。

これまで指定期間が5年となっております、今回も5年間という縛りがあるのですが、なぜ5年間なのか、その根拠をお示しいただきたいと思います。

また、指定管理者に管理を行わせようとする施設名称で、川原自然公園が入っておりませんが、どこかの施設に入り込んでいるのか、ご提示をお願いします。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） 指定管理期間5年間という指定の理由につきましてではありますが、こちら導入等検討委員会の中で、施設概要等の審査等も含めて行っておりますが、指定管理者の業務につきましては、各分野とも専門的な技術や知識を要する分野、また、人材の確保と育成、その他事業展開等におけるノウハウの蓄積などを必要とするということが上げられます。したがって、適正な管理を継続的に行う上で、安定した運営期間を一定期間設ける必要があるということで、適正な期間ということで5年間を設定しております。

どちらの施設管理においても、町民をはじめとして、より充実したサービスの提供が求められることから、短期間での指定より、これまでの実績による積極的な事業展開や蓄積したノウハウが活かされる期間としては、5年間が適正であるということで決定をしております。

また、短期間ということになりますと、サービスの低下につながるおそれもあり、安定的な事業運営ができないという点も上げられるために、5年間を適正な期間というふうに判断をしております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 一応、補足説明をさせていただきたいと思います。

指定期間につきましては、平成15年、先ほど言いました一部改正がなされたときに、いろいろと研究をなされて出されているんです。その指定期間につきましては、期間を定めて行いなさいという法律の趣旨があります。それを受けて、何年がいいのかというときに、当時、政策研究大学大学院まちづくりプログラムの中で、最適な指定期間を推計をしたところ、4年が最適との研究結果が出されたところであります。

一方で、もう一つは、今回もそうではありますが、最終的には議会の議決を経るわけですので、これを、ただ1年とか2年にした場合には、議員の皆さん方の議会の都合により審査に合わない場合がある、できない場合があるというのを踏まえ、最低4年は期間を定めることで、議会として指定管理者を、加わった議員の任期中に、更新等の選定の判定ができるようにするために、5年という目安を設けているということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 地域政策課長。

○地域政策課長（吉岐 和寿君） 川原自然公園の指定管理につきましては、現在、川原自然公園はリニューアルに向けて閉鎖中でありまして、来年工事を予定しております。したがって、

指定管理する部分というところがありませんので、オープンして、追加で指定管理のお願いをすることになると思いますので、そのときはよろしくお願ひいたします。

○議長（眞鍋 博） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第88号木城町多世代交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第88号に対する総括質疑はありませんか。6番、中武良雄議員。

○議員（6番 中武 良雄君） 今回、新しくできた多世代交流センターの指定管理者のほうが社会福祉協議会になっておりますけども、以前、監査のほうでもちょっと指導させていただいたんですけども、この代表が、今回は副会長の中武春男氏になっておりますが、会長はもともと、町長が会長になっております。その辺りを民間に移行させたほうがいいんじゃないかというご指摘をさせていただいたんですけども、この点につきまして、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 社会福祉協議会は、準公共機関の性格を持っていますけども、民間と同じような取扱いということであります。

ただ、県内にも幾つか事例がありますけども、社会福祉協議会長と首長が一緒の場合があります。その場合に、いろいろな、例えば指定管理料もそうありますが、補助金とかを頂く場合には、町長が、町長に対してするのはいかがなものかなというのがありますので、今、事務的取扱上では、副会長を一応代表としてやっているということであります。

指定管理料についての代表云々については、全く別の話でありまして、問題ないというふうに理解をしています。

以上です。

○議長（眞鍋 博） ほかに質疑はありませんか。1番、矢野哲也議員。

○議員（1番 矢野 哲也君） 指定期間についてお伺いします。

5年という契約期間となっておりますが、2年や3年では駄目で、5年目で何か得られる成果や効果はどのようなものを期待されているのでしょうか、お願いします。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 指定期間については、先ほど申し上げたように、指定期間は何年が適当かというのは、いわゆる、先ほど言いました、例えば政策研究大学大学院のプログラムの中で何年が適当かというときに、一応4年が最適ですと。その理由は、もう一度言いますと、結果的

には一番大きいのは、やっぱり最終的に議会の議決を経て指定管理者を指定することから、議決に加わった議員の任期中に、更新等の選定の判定をできるようにするためにやっている。例えば1年とか2年というのは、いかがなものかというのは、先ほど言いましたように、例えば、施設の効率的・効果的な運用を行うためには、1、2年では短か過ぎるというのもあります。

それから、その都度やっていきますと、サービスの低下につながるおそれもあると、そういった理由であります。

ですから、あくまでも指定期間については、よっぽどその団体が悪いことといいたいでしょうか、運営上に問題を起ささない限りは、5年間でいくということであります。要は、指定管理者をしっかりと議員のほうで、やっぱり見ていただきたいと、審査をしていただくための期間ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（眞鍋 博） ほかに質疑はありませんか。3番、久保富士子議員。

○議員（3番 久保 富士子君） ここでもこの委託料の積算根拠、内訳をお願いしたいというのと、それと、今、町内には世代間交流施設で「かしのみ」ってあると思うんですけど、あれとのすみ分け、それはどのように考えていらっしゃるのか、お願いします。

○議長（眞鍋 博） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今日は、これは総括質疑でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

先ほど、議案については、それぞれ委員会に付託をされていますので、その中で詳細について、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

それから、大まかには、先ほど言いましたように、指定管理については、債務負担行為を起こしていますので、それは議案のほうに載せていますので、大まかな金額は、それでご理解いただきたいと思えます。

先ほど地域政策課長が言ったように、総額で云々と、年次ごとにしています。詳細については、委員会審議の中で、しっかりと担当のほうからも説明するように言いますので、よろしく願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（眞鍋 博） ほかに質疑はありませんか。3番、久保富士子議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 今、町長がお話しされましたけど、2点目のかしのみとのすみ分け、世代間交流施設、あれとのすみ分けを。

○議長（眞鍋 博） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（西田 誠司君） 今、かしのみ、出店のほうで実施をしております。今回、児童

館を新たに建設することにより、子供の居場所、大人も含めてですけども、居場所ということで予定をしておりますが、どうしても児童館、児童クラブだけではなじまない、いろんな子供たち、大人も含めてですけども、行く場所というのの提供というのには必要だと思っております。その中で、しっかり決められた範囲の中の児童館、それから、現在動いているかしのみについては、お互い今後、様々な形で連携するような形で、今のかしのみはかしのみで、これまでどおりの活動、運営を行っていく予定としております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第89号木城えほんの郷の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第89号に対する総括質疑はありませんか。9番、甲斐政治議員。

○議員（9番 甲斐 政治君） 89号について、2点ほど質問したいと思います。

令和3年に、同じえほんの郷の指定についての審査をした経緯の中で、黒木郁朝氏の後継者はどうなるのかとかいったことまで話題になったと記憶しております。今後、管理運営体制と後継者はどうなるのか、ご質問したいと思います。

○議長（眞鍋 博） 地域政策課長。

○地域政策課長（吉岐 和寿君） 今後のえほんの郷を管理します、みどりのゆりかご協会の体制につきましては、指定管理選定委員会の中で、みどりのゆりかご協会の説明の中に、令和8年4月1日から新村長に交代することと聞いております。

新しい村長につきましては、現在、みどりのゆりかご協会の理事でありまして、施設の建設時にも携わっていた建築士と聞いております。村長を含め、ゆりかご協会のスタッフにつきましても、今、若い世代のほうに交代をしておりますので、これまで発信し続けた魅力も引き継ぎながら、新しい取組も検討、期待していきたいと思っております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 9番、甲斐政治議員。

○議員（9番 甲斐 政治君） 平成8年にグランドオープンをいたしまして、もう約、来年で30年を迎えるかと思っております。施設の老朽化とともに、現代の絵本のニーズと若干乖離するような部分も見られるように、私は思います。今後の将来を見据えたビジョン等が、何か今、発表できるものがあればお願いしたいと思います。

○議長（眞鍋 博） 地域政策課長。

○地域政策課長（吉岐 和寿君） 今後の新しいビジョン等につきましては、当面のところは指定

管理者と今、定期的に協議等をしておるんですけども、その中で、当面のところは、今のところを発信をしていくところかなと思っておるところですけども、今年度、3か年事業で国の第2世代交付金を利用しまして、町のイメージ戦略と観光・振興施設、文化施設の広角的な活用を図るための具体的な方針と戦略の策定を行っております。

その中で、専門家を含めまして、施設の実態調査、施設の老朽化の状況確認や利活用方針を検討していくこととなっておりますので、そういった結果を踏まえて、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第90号令和7年度木城町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案第90号に対する総括質疑はありませんか。5番、桑原勝広議員。

○議員（5番 桑原 勝広君） 33ページの財産管理の中で、工事請負費1,500万円が上がっているんですが、その内訳を教えてくださいと思います。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） 財産管理に関する工事請負費1,505万7,000円の内訳ですが、提案理由でも申し上げましたように、旧江藤医院に関します整備の中で、今回、いわゆる入院棟等を含めます解体箇所の解体工事を予定しております。その分の予算として、今回工事請負費を計上させていただいております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 5番、桑原勝広議員。

○議員（5番 桑原 勝広君） 解体場所なんですけども、倉庫と車庫がありましたよね。あと、そのほかにまだ、どこか解体するところがあるんでしょうか。今の本体の中でお風呂とかあったと思うんですけども、そのあたりが分かれば、1,500万円というのはちょっと大きいものですから、その辺が分かればと思ひまして。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） 一応、今回解体を予定しているところにつきましては、先ほど申し上げました入院棟と、いわゆる家屋、母屋部分に隣接します倉庫等、物置等で、隣接している箇所につきましても同時に解体を行うという予定にしております。

現状、利活用する本院の場所と母屋のところについて、残して利活用をするということで、区切っているところで、面積等も含めまして、今回積算上はこの金額というふうになっております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 5番、桑原勝広委員。

○議員（5番 桑原 勝広君） もう一つ教えてもらいたいんですが、49ページの公債費の中の補償補填及び賠償金という項目があるんですけど、マイナス363万6,000円の内訳を教えてください。

○議長（眞鍋 博） 総務財政課長。

○総務財政課長（小野 浩司君） 公債費に係ります補償金の減額363万6,000円ですが、こちらは、調査に関します一般補助施設等整備等事業債というのを予定していた川原自然公園交流拠点整備事業分が未整備ということで、この約3億円の町債分を返還をするに伴いまして、当初、補償金が、これ最上金額であります、363万6,000円、最高でかかるということで予算を可決いただいたところですが、今回返済に関しまして補償金が一切発生をしないということで、この予算計上しておりました全額を今回減額させていただくということにしております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第91号令和7年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第91号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第92号令和7年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第92号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第93号令和7年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第93号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第94号令和7年度木城町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。
議案第94号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

日程第18. 各常任委員会議案審査付託

○議長（眞鍋 博） 日程第18、各常任委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第9回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの案件を各常任委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号から議案第94号については、各常任委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第19. 散会

○議長（眞鍋 博） 日程第19、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日6日から7日までは休会。8日月曜日は本会議、午前9時開議で一般質問となっております。

本日は、これで散会といたします。

議員の皆様は、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時30分散会
